

実施方針等に関する質問及び意見と市の回答及び見解

NO	資料名	該当箇所						項目	質問・意見の別	質問・意見	市の回答・見解
		頁	項								
1	実施方針	7	第1	1	(13)	1)		事業期間(予定)	質問	2025年6月～2028年2月に解体・建設期間との記載がありますが、このスケジュールは2024年4月1日から建設業に於いて適用される罰則付きの時間外労働の上限規制を適切に反映して計画されていると解して宜しいでしょうか。	お見込みのとおりです。
2	実施方針	8	第1	1	(13)			事業スケジュール	質問	南成瀬小学校も仮設校舎ができることになったのでしょうか。また仮設校舎は本事業の対象外でよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。
3	実施方針	10	第2	1	(2)			市内事業者の受注機会の増大	意見	優秀な工事成績を有する市内業者が事業に参画することは優良な市有財産の蓄積・維持管理に大きく寄与します。 事業者選定の評価基準作成の際、市内業者の参画には構成企業・協力企業の参加形態を問わず思い切ったインセンティブ(加点)を与えることを提案します。	ご意見として承ります。
4	実施方針	11	第2	2				選定の手順及びスケジュール	意見	2024年5月から6月に事業者によるプレゼンテーションが予定されています。 プレゼンテーションを公開する予定はありますか。 公開される場合、①対面 ②WEB ③対面とWEBの併用 のいずれとなるのでしょうか。	プレゼンテーションを含む事業者選定委員会における審査は非公開とし、すべての審査が終了した後に審査講評を公表する予定です。

実施方針等に関する質問及び意見と市の回答及び見解

NO	資料名	該当箇所						項目	質問・意見の別	質問・意見	市の回答・見解
		頁	項								
5	実施方針	16	第2	4	(2)	5)	ウ	入札参加資格要件	質問	<p>学校施設活用業務を行う者の入札参加資格要件として、スポーツ指導等を行う場合は、…(中略)「維持管理・運営業務」の実績を有する法人…との記載があります。ここで記載されている「維持管理・運営業務」とは、「維持管理業務」もしくは「運営業務」の実績と読み替えてもよろしいでしょうか。本事業で定義されている学校施設活用業務が運営業務に該当しているため、「維持管理業務」の実績は必要ないと思うのですが、いかがでしょうか。</p>	<p>お見込みのとおりであり、運営業務の実績のみを必要とします。 後日、記載内容を修正した実施方針を公表いたします。</p>
6	実施方針	16	第2	4	(2)	5)			質問	<p>応募者の参加資格要件について「児童への放課後活動の提供業務」、「ラーニングセンター運営業務」、「学校支援ボランティアコーディネーター支援業務」については事業者が満たす要件の設定がないと見受けませんが、現時点では特に問わないという理解で宜しいでしょうか。</p>	<p>お見込みのとおりご質問の各運営業務に独自の要件はありませんが、「実施方針等に関する質問及び意見と市の回答及び見解(第1回)」の回答NO.20のとおり、実施方針P14の4(2)「応募者の資格要件」の第1段落を、次のとおり修正します。 「応募者の構成企業及び協力企業は、本事業において行う業務について、次の資格要件を満たすこと。なお、本項目に記載のない業務を行う構成企業及び協力企業は、東京電子自治体共同運営電子調達サービスにおいて市に登録があること。」 後日、修正した要求水準書(案)を公表します。 また、4(3)「応募者の制限」を満たす必要もあります。</p>

実施方針等に関する質問及び意見と市の回答及び見解

NO	資料名	該当箇所						項目	質問・意見の別	質問・意見	市の回答・見解
		頁	項								
7	実施方針	16	第2	4	(2)	5)	ウ	学校施設活用業務を行う者	質問	学校施設活用業務にて、スポーツ指導等を行う場合、体育施設又はこれに類する施設における維持管理・運営業務の実績を有する法人又はその他の法人との記載がございますが、「維持管理・運営業務」いずれも必須でしょうか。または「運営業務」のみでも問題ないでしょうか。本事業においては別に維持管理業務が設けられているため、学校施設活用業務におけるスポーツ指導においては「運営業務」のみの実績で問題ないかと考えますが、参加資格として「維持管理・運営業務」と設定された考え方をお示し下さい。	No. 5の回答をご参照ください。
8	リスク分担表	1	共通					住民対応	質問	「本事業の実施に係る周辺住民等の反対運動、要望等による計画遅延、条件変更、費用の増大等」のリスクは貴市にて負担とあります。PFI事業者の責に寄らない事由により建設工事の中止や一部中止に至った場合、公共工事の品質確保の促進に関する法律（平成十七年法律第十八号）第7条第7項及び国土交通省が定めた工事一部中止に係るガイドラインに基づいて①中止の為の費用 ②中止期間中に現場を維持するための費用 ③再開する際の費用 は事業費変更の対象になると解して宜しいでしょうか。	工事が一時的に中止された場合の費用負担に関する取扱いについては、追って公表する事業契約（案）でお示ししますが、当該中止によって生じた合理的な範囲の費用については、(a)当該中止が市の事由による場合は、リスク分担表に記載のとおり、市の負担とし、(b)法制度の変更及び不可抗力による場合は、それぞれリスク分担表の「法制度」及び「不可抗力」の記載に従い、市と事業者との間で分担することを想定しております。
9	リスク分担表	1	共通					住民対応	質問	上記に関連し、中止期間中に貴市より元請技術者の待機要請がある場合、その間の費用（人件費等）はどのような形で補填・補償など行われると解して宜しいでしょうか。	記載の費用について、事業者及び市のいずれの負担になるかという点につきましては、上記No. 8の回答をご参照ください。当該費用が市の負担となった場合の支払方法については、事業者と市が協議の上、決定するものとします。

実施方針等に関する質問及び意見と市の回答及び見解

NO	資料名	該当箇所						項目	質問・意見の別	質問・意見	市の回答・見解
		頁	項								
10	リスク分担表	1	共通					住民対応	意見	<p>施工場所の近隣住民からの施工時間帯に関する要望や、現地にアクセスするうえでの法令上の規制やルールが設計施工期間の確定に大きく影響します。</p> <p>関連情報を速やかに且つ現在持たれているその全てを開示願います。</p>	ご意見として承ります。
11	添付資料4リスク分担表	4						埋蔵文化財に該当するリスク	質問	<p>埋蔵文化財はリスク分担表のどこに該当しますでしょうか。また発掘された場合、工期の遅延など、どのように考えたらよろしいでしょうか。</p>	<p>「地下埋設物」に該当します。調査の結果、実際に対応が必要な物が出てきた場合に発生する費用は別途市が負担しますので、提案時の事業費に含める必要はありません。</p> <p>なお、スケジュール調整は協議の上決定します。</p>
12	添付資料4リスク分担表	4						什器備品管理リスク	意見	<p>教職員、児童・生徒以外（施設利用者）の備品等の盗難・破損・紛失等はすべて事業者負担ということでしょうか。</p> <p>コンテンツ提供時以外、また、備品等の盗難・破損・紛失を行った者が特定できない場合（気づいたらなくなっていた、壊れていた、等を含む）は、市の負担としていただけないでしょうか。</p>	<p>「教職員、児童・生徒の事由を含む。」とは、あくまで「市の事由」の一例として記載しているものであり、これ以外の事象であっても、市の事由により発生した什器備品管理リスクと認められれば、市が負担することとなります。</p> <p>なお、お示しいただいたリスクを市の負担とすることはできません。</p>
13	要求水準書(案)	24	第2	1	(3)	7)	ア(ウ)	木材の積極的な活用	質問	<p>①の市提携都市とは貴市HPの「市の交流都市」にて示されている「沖縄県沖縄市・東京都大島町・山梨県富士川町・山形県川西町・長野県川上村・長野県長野市」が該当すると解して宜しいでしょうか。</p>	お見込みのとおりです。
14	要求水準書(案)	24	第2	1	(3)	7)	ア(ウ)	木材の積極的な活用	質問	<p>上記記載の市町村以外の自治体産の木材を使用の際、提携都市産材の使用と比較され評価に差が生じますか。</p>	2024年1月中旬ごろに公表予定の事業者選定基準でお示しします。

実施方針等に関する質問及び意見と市の回答及び見解

NO	資料名	該当箇所						項目	質問・意見の別	質問・意見	市の回答・見解
		頁	項								
15	要求水準書 (案)	53	第3	3	(4)			設計実施体制	質問	設計企業の実施体制の記載がございますが、主任技術者については、2つの計画地それぞれに必要なであるとの考えでよろしいでしょうか。	各拠点ごとに、監理技術者・主任技術者・現場代理人を配置する必要があります。
16	要求水準書 (案)	54	第3	3	(4)	②		実施体制	質問	設計業務責任者は、各設計主任技術者との兼任は可能ですか。	兼任できません。
17	要求水準書 (案)	57	第4	3	(3)	1) 2)		建設業務責任者の設置	質問	建設業務責任者の業務全般の把握とは2校を把握するとの理解でしょうか。また、設置の方法は事業者提案によるとの理解でよろしいでしょうか	お見込みのとおりです。
18	要求水準書 (案)	57-58	第4	3	(3)	1)	①②	建設業務責任者の設置	質問	建設業務責任者は2)の監理技術者・現場代理人を兼ねることはできますか。	兼務可能です。
19	要求水準書 (案)	57-58	第4	3	(3)	2)	①	建設業務担当者の設置	質問	今回の事業に於いて2拠点（本町田地区・南成瀬地区）での施工期間中に各々で監理技術者・主任技術者・現場代理人を配置する必要がありますか。	各拠点ごとに、監理技術者・主任技術者・現場代理人を配置する必要があります。
20	要求水準書 (案)	59	第5	3	(2)			工事監理実施体制	質問	工事監理の実施体制の記載がございますが、主任技術者は、2つの計画地兼務でも構わないのでしょうか。それともそれぞれに必要なのでしょうか。	各拠点ごとに、監理技術者・主任技術者・現場代理人を配置する必要があります。
21	要求水準書 (案)	59	第5	3	(2)			実施体制	質問	工事監理業務責任者は、各主任技術者と兼任は可能ですか。また設計と監理の各技術者は兼務することは可能ですか。	業務責任者と各主任技術者は兼任できません。また、設計業務と監理業務の各主任技術者は兼務できます。

実施方針等に関する質問及び意見と市の回答及び見解

NO	資料名	該当箇所						項目	質問・意見の別	質問・意見	市の回答・見解
		頁	項								
22	要求水準書 (案)	62	第6	3	(2)	②		リサイクル市期間中の作業	意見	リサイクル市の間ですが来校者に支障のない時間帯に重機搬入や準備工事を行うことは可能でしょうか。	2025年4月にリサイクル市を開催した後、残った廃棄対象の備品等を廃棄物処理業者が収集する想定です。 リサイクル市と工事範囲を隔離し、動線を完全に分けることでご質問の作業等を行うことは可能ですが、着手前に市の承諾が必要です。
23	要求水準書 (案)	62	第6	3	(4)	1)		実施体制	質問	解体業務責任者と建設業務責任者の兼任は可能ですか。	兼任可能です。
24	要求水準書 (案)	63	第6	3	(4)	1)	②	実施体制	質問	解体業務責任者は、工事監理業務の統括管理を行うとありますが、解体業務と工事監理は別業務であると考えます。解体業務責任者は、解体業務の統括管理を行う・・・と読み替えてよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。後日、要求水準書(案)を修正して公表します。
25	要求水準書 (案)	65	第7	1.	(3)			会議の参加	質問	適宜開催される学校維持管理業務に係る会議に、窓口担当者を参加させること・・・とありますが、別紙11の維持管理業務責任者以外の者が参加しても良いのでしょうか。	原則は、維持管理業務責任者が参加してください。
26	要求水準書 (案)	69	第7	2	(2)			法定点検	質問	建築基準法第12条第1項に定める定期調査及び報告義務に準拠する点検を実施すること、と記載がございますが、点検の実施時期等も報告義務に準拠するとの理解でよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。

実施方針等に関する質問及び意見と市の回答及び見解

NO	資料名	該当箇所						項目	質問・意見の別	質問・意見	市の回答・見解
		頁	項								
27	要求水準書 (案)	70	第7	3	(1)			運転・監視及び点検業務	質問	⑩非常用発電機については、フルメンテナンス方式による保守を行うことと記載があり、「第1回の質問及び意見と市の回答及び見解」にて、既設非常用発電機メーカーのフルメンテナンス仕様により、保守を行うものとの回答・見解をいただいております。現状貴市でもメーカーフルメンテナンス契約を実施されているの思料いたします。現状の契約内容の開示をお願いいたします。	後日、要求水準書（案）を修正して公表する際に、別紙として昨年度の仕様書を公表します。なお、仕様の内容は、メーカーと協議して決定しています。
28	要求水準書 (案)	74	第7	5				用務業務	質問	⑤の事業者が行う業務について、車両による荷物等の運搬と記載がございますが、用務業務を行うにあたり、事業者が車両を用意する必要がありますでしょうか。また、車両を市で用意いただいた場合の保険はどのようになりますでしょうか。	車両は事業者でご用意いただきます。
29	要求水準書 (案)	74	第7	5				用務業務	質問	⑤の事業者が行う業務について、車両による荷物等の運搬と記載がございますが、車両を運転するにあたり、運転免許証の条件はございますでしょうか。	普通運転免許証で可能です。
30	要求水準書 (案)	74	第7	5				用務業務	質問	⑤の事業者が行う業務につて、学校行事等の設営、片付け、清掃がございますが、紅白幕の設置・屋外テントの設営など、用務員のみで対応することが困難な業務が見受けられます。その場合、学校職員（教職員含む）は積極的に用務業務に協力・参加するとの認識でよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。学校行事等の設営、片付け、清掃については、学校主体で行うため、補助的な作業となります。

実施方針等に関する質問及び意見と市の回答及び見解

NO	資料名	該当箇所						項目	質問・意見の別	質問・意見	市の回答・見解
		頁	項								
31	要求水準書 (案)	74	第7	5				用務業務	質問	⑤の事業者が行う業務について、学校行事等の設営、片付け、清掃がございますが、行事等における業務に、2m以上の高所作業などは含まれておりますでしょうか。	脚立を使った作業があるため、2m以上の高所作業は含まれます。
32	別紙5							解体工事	質問	解体工事に伴い、既存施設内に備品等の残置物がないとの理解でよろしいでしょうか	解体対象の既存施設に据え付けられている備品等以外の残置物はないとご理解ください。
33	別紙5							解体工事	質問	新築工事に伴い、既存の杭については、諸条件により残置できるとの理解でよろしいでしょうか	既存杭については、すべて撤去とします。ただし、撤去ができない場合は市と調整してください。
34	要求水準書 別紙11							維持管理責任者	質問	維持管理業務責任者の件、「第1回の質問及び意見と市の回答及び見解No.101」で常駐を求めていると回答でございますが、用務業務従事者が十分な維持管理業務の知識・経験を有する人材である場合、用務業務従事者と維持管理業務責任者の兼任が出来るとの認識で宜しいでしょうか。	兼任可能です。

実施方針等に関する質問及び意見と市の回答及び見解

NO	資料名	該当箇所						項目	質問・意見の別	質問・意見	市の回答・見解
		頁	項								
35	実施方針等に関する第1回質疑回答	4	16					基本協定書に定める違約金	意見	<p>基本協定書に定める違約金は、一定の事由により落札事業者が事業契約を結ぶことが出来なくなった場合の損害賠償という意味ではないのでしょうか。事業契約後にも違約金を支払う必要があるとなると、その対象はいつまでの時期の事象が対象となるのでしょうか。また、このような責任を構成員及び協力企業で連帯して負うというのは、過大なリスク負担になると思うのですが、いかがでしょうか。</p>	<p>基本協定書に定める違約金については、ご記載の事業契約が締結できなかった場合の損害賠償という意味合いのほか、違約金の対象となる事由により市に発生した損害の賠償や、談合等による独占禁止法や刑法違反の抑止策という意味合いも重視しております。談合等による独占禁止法や刑法違反に係る違約金については、「実施方針等に関する質問及び意見と市の回答及び見解（第1回）」No. 15の市の回答・見解のとおり、本事業の応募手続に関する事象や、本事業の応募手続と同一の期間に発生した事象を対象とすることを想定しており、無期限に発生するものではありません。かかる違約金の支払いにつき構成企業及び協力企業で連帯して責任を負っていただくことにつきましては、「実施方針等に関する質問及び意見と市の回答及び見解（第1回）」No. 14の市の回答・見解をご参照ください。</p>
36	実施方針等に関する第1回質疑回答	5	20					その他業務を行う者の入札参加資格	質問	<p>フィナンシャルアドバイザー等については、その他業務を担う企業ということで、入札参加可能ということですが、SPCから直接業務委託されないフィナンシャルアドバイザー等であれば、特に入札参加資格は不要と考えてよろしいでしょうか。</p>	<p>お見込みのとおりです。</p>
37	実施方針等に関する第1回質疑回答	9	44					地中埋設物について	質問	<p>土壌汚染、地中障害物、埋蔵文化財等の調査業務は本事業に含まれるということですが、埋蔵文化財の調査は、市が直接行うのではないのですか。事業者が行うとしても実質的には市の指導となると思いますので、調査に係るスケジュール等について条件を設定していただきスケジュールを仮決めしていただくなどのご対応をいただきたいと思います。また、土壌汚染、地中障害物、埋蔵文化財等が調査の結果、実際に出てきた場合の費用負担やスケジュール調整等はどのようにお考えでしょうか。</p>	<p>埋蔵文化財の調査の必要性は事業者で確認をお願いします。また、土壌汚染、地中障害物、埋蔵文化財の調査の結果、実際に対応が必要な物が出てきた場合に発生する費用は別途市が負担しますので、提案時の事業費に含める必要はありません。なお、スケジュール調整は協議のうえ決定します。</p>